機械等利用管理規程

1. ○○集落協定（以下「協定」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規程に定めるところによる。
2. 機械等の管理責任者は代表とする。ただし、代表が代行者を置くことができる。
3. 機械等の利用料金は○○とする。ただし、協定参加者以外の者が利用する場合はこの限りでは

い。

1. 機械等を利用するに当たり、使用者は次のことに同意するものとする。
2. 消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。
3. 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。
4. 故障を発見したとき又は故障を起こしたときは、直ちに管理責任者へ報告すること。
5. 機械等の使用中の事故について、協定は一切の責任を負わないこと。
6. 管理責任者は、機械等の適切維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。
7. 共用資産管理台帳
8. 機械等利用簿

第６条　この規程に定めのない事項については、役員会等で協議し対応するものとする。